

三次はたじきデイサービス運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社備北ななつかデイサービスが開設する通所介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という）は、居宅において、要介護状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び職務内容は、次のとおりとする。

【本体事業所】

- (1) 名 称 三次はたじきデイサービス
- (2) 所在地 広島県三次市畠敷町 358 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1 単位目)

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名
- (3) 看護職員 1名
- (4) 機能訓練指導員 1名
- (5) 介護職員 3名

(2 単位目)

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 1名
- (3) 看護職員もしくは介護職員 1名
- (4) 機能訓練指導員 1名

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1 単位目)

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から8月15日まで及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、サービス提供時間は午前9時00分から午後4時00分までとする。

(2 単位目)

- (1) 営業日 土曜日と日曜日及び8月13日から8月15日、12月30日から1月3日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、サービス提供時間は午前9時00分から

午後 4 時 00 分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第 6 条 指定通所介護の利用定員は、以下の通りとする。

【本体事業所】(1 単位目) 25 人

(2 単位目) 10 人

(指定通所介護の内容)

第 7 条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) 日常動作訓練
- (7) レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常事業の実施地域を越えた地点から路程 1 キロメートル当たり 20 円を実費として徴収する。
- 3 食材料 650 円、おやつ代 220 円。
- 4 前 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文章に署名又は記入押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 事業所の通常の事業の実施地域は、庄原市（旧市内）庄原市（総領町、口和町）、三次市（旧市内）、三次市（三良坂町）の区域とする。

(サービス利用者に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) サービス利用上のルールとして、施設内で定められた事項については、生活相談員、看護職員、介護職員及びその他の職員の指示に従うこと。
- (2) 設備の利用については、生活相談員、看護職員、介護職員などの許可を得、使用する際にも上記の職員の指示に従うこと。
- (3) 送迎は原則玄関から玄関（door to door）とする。自宅内の介助等が必要な場合は、別途相談のうえ、同意する旨の文章に署名又は記名捺印を受けることとする。なお、緊急の場合はこの限りではない。

(救急時等における対応方法)

第 11 条 通所介護従事者は、通所介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、非常災害時に備える。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業者は、利用者への虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

- (3) 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。
- （その他運営に関する重要事項）
- 第 14 条 事業所は、通所介護事業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (5) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
 - (6) 継続研修 年 2 回
 - (7) その他の研修
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持すること。また退職後も同様とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、有限会社備北ななつかデイサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 附 則
- この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 27 年 5 月 15 日から施行する。
- この規定は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 元 年 7 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 元 年 10 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 02 年 12 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 05 年 11 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 06 年 4 月 1 日から施行する。